

# 審決

訂正 2016-390050

大阪府大阪府中央区本町1丁目3番20号  
請求人 紀伊産業 株式会社

大阪府大阪府都島区東野田町1-20-5  
代理人弁理士 ▲吉▼川 俊雄

特許第5560395号に関する訂正審判事件について、次のとおり審決する。

## 結論

特許第5560395号の明細書、及び特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された訂正明細書、及び特許請求の範囲のとおり訂正することを認める。

## 理由

### 第1. 手続の経緯

本件に係る主な手続の経緯を以下に示す。

平成22年 6月 2日 本件特許出願（特願2010-126670）

平成26年 6月20日 設定登録（特許第5560395号）

平成28年 4月 4日 訂正審判請求

### 第2. 請求の趣旨及び内容

本件審判請求は、本件特許の願書に添付した明細書、及び特許請求の範囲を、本件審判請求書に添付した訂正明細書、及び特許請求の範囲のとおり訂正することを認める、との審決を求めるものである。

訂正内容は、次のとおりである。下線は訂正箇所を示す。

#### (1) 訂正事項1

明細書の段落【0020】に

「前記外キャップ4と前記中栓3のネジ係合に用いられるネジ山11、16のリード角が、前記中栓3と前記容器本体2のネジ係合に用いられるネジ山6、10のリード角よりも小さくなるように」とあるのを、

「前記外キャップ4と前記中栓3のネジ係合に用いられるネジ山11、16のリード角が、前記中栓3と前記容器本体2のネジ係合に用いられるネジ山6、10のリード角よりも大きくなるように」と訂正する。

#### (2) 訂正事項2

明細書の段落【0021】に4箇所記載されている単位「cm」を、全て「mm」と訂正する。

#### (3) 訂正事項3

明細書の段落【0024】の【数2】に3箇所記載されている「β1」を全て「β2」と訂正し、同様に3箇所記載されている「β2」を全て「β1」と訂正する。

#### (4) 訂正事項4

明細書の段落【0025】に「β1=2. 3135°」とあるのを、「β1=2. 7538°」と訂正し、同様に、

「 $\beta 2 = 2.7538^\circ$ 」とあるのを、「 $\beta 2 = \underline{2.3135^\circ}$ 」に、  
「 $\beta 2 > \beta 1$ 」とあるのを、「 $\beta 2 \leq \beta 1$ 」に、  
それぞれ訂正する。

(5) 訂正事項5

明細書の段落【0031】に

「前記外キャップ4と前記中栓3とのネジ係合のリード角 $\beta 1$ が、前記中栓3と前記容器本体2とのネジ係合のリード角 $\beta 2$ よりも小さいことから」とあるのを、

「前記外キャップ4と前記中栓3とのネジ係合のリード角 $\beta 1$ が、前記中栓3と前記容器本体2とのネジ係合のリード角 $\beta 2$ よりも大きいことから」と訂正する。

(6) 訂正事項6

特許請求の範囲の請求項1に

「前記中栓と前記容器本体に係合するネジのピッチよりも、前記中栓と前記外キャップに係合するネジのピッチを小さくすることにより」とあるのを、

「前記中栓と前記容器本体に係合するネジのピッチよりも、前記中栓と前記外キャップに係合するネジのピッチを大きくすることにより」と訂正する。

### 第3. 当審の判断

#### 1. 訂正の目的

##### (1) 訂正事項1

明細書の段落【0020】には「前記外キャップ4と前記中栓3のネジ係合に用いられるネジ山11, 16のリード角が、前記中栓3と前記容器本体2のネジ係合に用いられるネジ山6, 10のリード角よりも小さくなるように」という記載がある。

一方、段落【0009】には「前記中栓と前記容器本体に係合するネジのリード角よりも、前記中栓と前記外キャップに係合するネジのリード角の方が大きいことにより、外キャップおよび中栓を簡単に取り外すことができ、繰り返し使用しても前記中栓の係合状態が緩むことなく長期間使用することができる。」という記載があり、両者の記載は矛盾する。

ここで、段落【0019】～【0020】には「前記外キャップ4を緩めるために必要な力よりも前記中栓3を緩めるために必要な力が大きくなるようにすることで、前記外キャップ4を開けようとしたときに前記中栓3が供回りして開かないようにする。……リード角が小さければそのネジは締めやすくして緩みにくく、リード角が大きければそのネジは締めにくくして緩みやすくなる。」という記載があるところ、この記載は、リード角が小さければそのネジは締めやすくして緩みにくく、リード角が大きければそのネジは締めにくくして緩みやすくなるという技術常識と整合しているから、「前記外キャップ4を緩めるために必要な力よりも前記中栓3を緩めるために必要な力が大きくなるようにすることで、前記外キャップ4を開けようとしたときに前記中栓3が供回りして開かないようにする」ためには、中栓と容器本体に係合するネジのリード角よりも、中栓と外キャップに係合するネジのリード角の方を大きくすべきことは明らかである。

よって、段落【0020】の「前記外キャップ4と前記中栓3のネジ係合に用いられるネジ山11, 16のリード角が、前記中栓3と前記容器本体2のネジ係合に用いられるネジ山6, 10のリード角よりも小さくなるように」という記載の「小さく」が「大きく」の誤記であることは明らかであるところ、訂正事項1は、当該誤記を訂正するものであるから、特許法第126条第1項ただし書第2号に掲げる、誤記の訂正を目的とする訂正に該当する。

##### (2) 訂正事項2

段落【0003】の「従来の中栓付き容器は、シャンプーや化粧品等を使い切ったら廃棄していたので、中栓を外す必要が無かったので、中栓を開けやすくするのではなく、使用中に中栓が開かないように圧入により嵌合して

いたが、最近では中身だけを詰め替えて再利用するリフィル容器が増えてきたために、中栓を開け易くした中栓付き容器（特許文献1参照）が用いられるようになってきている。」という記載、及び、段落【0006】の「そこで、本発明は簡単な操作で中栓を取り外すことができ、長期間繰り返し使用できる中栓付き容器を提供することを目的とする。」という記載より、本件発明は、シャンプーや化粧品等用の中栓付き容器を対象としていると認められる。

そして、一般的に使用されているシャンプーや化粧品等用の中栓付き容器における、容器本体の口部付近に設けられているネジを常識的に判断すると、段落【0021】に記載されている各寸法の単位「cm」が「mm」の誤記であることは明らかであるところ、訂正事項2は、当該誤記を訂正するものであるから、特許法第126条第1項ただし書第2号に掲げる、誤記の訂正を目的とする訂正に該当する。

### (3) 訂正事項3

段落【0022】の「この数式1を用いて、前記ネジ山11、16のリード角を $\beta 1$ 、前記ねじ山6、10のリード角を $\beta 2$ としてそれぞれを求めると、数式2となる。」という記載より、段落【0024】に記載されている【数2】は、段落【0023】に記載されている【数1】に、段落【0021】に記載されている各寸法を代入したものであることから、【数2】の「 $\beta 1$ 」が「 $\beta 2$ 」の誤記であること、及び「 $\beta 2$ 」が「 $\beta 1$ 」の誤記であることは明らかであるところ、訂正事項3は、これらの誤記を訂正するものであるから、特許法第126条第1項ただし書第2号に掲げる、誤記の訂正を目的とする訂正に該当する。

### (4) 訂正事項4

段落【0022】の「この数式1を用いて、前記ネジ山11、16のリード角を $\beta 1$ 、前記ねじ山6、10のリード角を $\beta 2$ としてそれぞれを求めると」という記載に基づき、段落【0023】に記載されている【数1】に、段落【0021】に記載されている各寸法を代入して $\beta 1$ と $\beta 2$ をそれぞれ求めた結果より、段落【0025】の「 $\beta 1 = 2.3135^\circ$ 」が「 $\beta 1 = 2.7538^\circ$ 」の誤記であること、「 $\beta 2 = 2.7538^\circ$ 」が「 $\beta 2 = 2.3135^\circ$ 」の誤記であること、及び「 $\beta 2 > \beta 1$ 」が「 $\beta 2 < \beta 1$ 」の誤記であることは明らかであるところ、訂正事項4は、これらの誤記を訂正するものであるから、特許法第126条第1項ただし書第2号に掲げる、誤記の訂正を目的とする訂正に該当する。

### (5) 訂正事項5

上記(1)と同じ理由により、段落【0031】の「前記外キャップ4と前記中栓3とのネジ係合のリード角 $\beta 1$ が、前記中栓3と前記容器本体2とのネジ係合のリード角 $\beta 2$ よりも小さいことから」という記載の「小さい」が「大きい」の誤記であることは明らかであるところ、訂正事項5は、当該誤記を訂正するものであるから、特許法第126条第1項ただし書第2号に掲げる、誤記の訂正を目的とする訂正に該当する。

### (6) 訂正事項6

段落【0021】に記載されているネジ山のピッチの大きさの相対関係より、請求項1の「前記中栓と前記容器本体に係合するネジのピッチよりも、前記中栓と前記外キャップに係合するネジのピッチを小さくすることにより」という記載の「小さく」が「大きく」の誤記であることは明らかであるところ、訂正事項6は、当該誤記を訂正するものであるから、特許法第126条第1項ただし書第2号に掲げる、誤記の訂正を目的とする訂正に該当する。

## 2. 新規事項

訂正事項1～6は、上記1.のとおり、本件特許の出願当初の明細書、特許請求の範囲及び図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものではないから、特許法第126条第5項の規定に適合する。

## 3. 特許請求の範囲の拡張、変更

訂正事項 1～6 は、上記 1. のとおり、誤記の訂正を目的とし、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものでないことは明らかであるから、特許法第 126 条第 6 項の規定に適合する。

#### 4. 独立特許要件

訂正後の請求項 1～2 に係る発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるか検討するに、訂正後の請求項 1～2 に係る発明が特許出願の際独立して特許を受けることができないとする理由を発見しない。

したがって、訂正事項 1～6 は、特許法第 126 条第 7 項の規定に適合する。

#### 第 4. むすび

本件審判の請求は、特許権全体に対してされたものであり、特許法第 126 条第 1 項ただし書第 2 号に掲げる事項を目的とし、かつ、同条第 5～7 項の規定に適合する。

よって、結論のとおり審決する。

平成 28 年 6 月 28 日

審判長	特許庁審判官	見目	省二
	特許庁審判官	山田	由希子
	特許庁審判官	千葉	成就

---

[審決分類] P 1 4 1 . 8 5 2 - Y ( B 6 5 D )  
8 5 4  
8 5 5  
8 5 6

---

審判長	特許庁審判官	見目	省二	9030
	特許庁審判官	千葉	成就	8207
	特許庁審判官	山田	由希子	3023